



2023-24年度

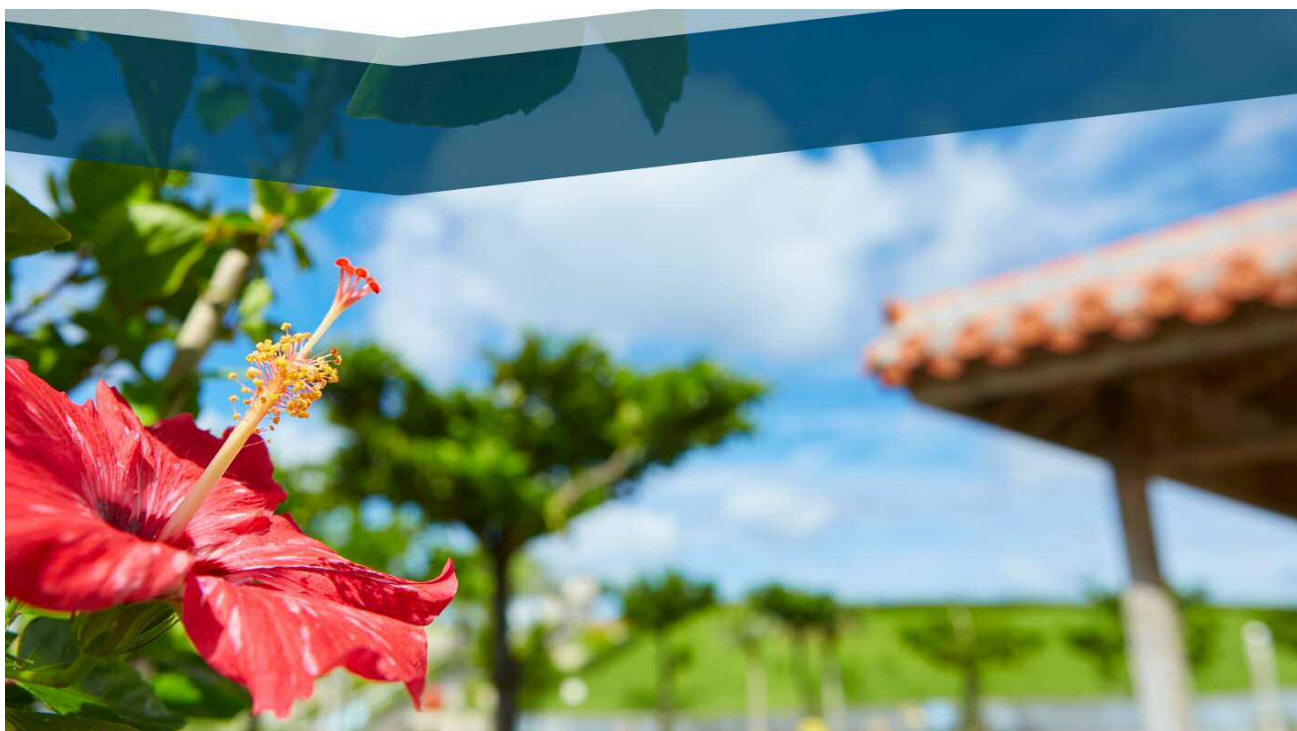
クラブ要覧

2023-24年度 RI会長テーマ



世界に希望を生み出そう

ロータリアンの心に火をつけよう “Get the Joy of Rotary”



国際ロータリー第2580地区
宜野湾ロータリークラブ



ロータリーとは ■

- 地元密着の活動：
人と人のネットワークを生かして、地域の真のニーズを見極め、課題に取り組んでいます。
- 多角的なアプローチ：
さまざまな職業やスキルをもつ人たちがアイデアを寄せあい、世界や地域がかかえる問題に対する独自の解決策を見出します。
- 倫理を大切に：
責任をもって粘り強く活動し、その場限りではなく、持続可能な成果をもたらすことを目指しています。
- ローカルとグローバルで変化をもたらす：
ロータリークラブは世界のほぼすべての地域に存在し、それぞれが独自の活動を行っています。

ロータリーの目的 ■

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

(付記) 「ロータリーの目的」の4つの項目は、等しく重要な意味を持ち、また同時に行動を起こさなければならないものであるということで、RI 理事会の意見が一致した。(ロータリー章典26.020)

四つのテスト ■

[四つのテスト]

～ 言行はこれに照らしてから ～

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか



コンテンツ ■

国際ロータリー会長あいさつ	…	1
国際ロータリー第2580地区ガバナーあいさつ	…	2
宜野湾ロータリークラブ会長あいさつ	…	3
クラブ概要	…	4
組織表	…	5
<委員会活動計画> [クラブ管理運営委員会]	…	6
○プログラム委員会/出席・会場監督委員会	…	7
○親睦活動・友好クラブ委員会○基金・規約管理委員会	…	8
○会員増強維持委員会○会員選考委員会	…	9
○公共イメージ向上委員会（広報・会報・ウェブ委員会）	…	10
[行動計画推進委員会]	…	10
[奉仕プロジェクト委員会] ○職業奉仕委員会○社会奉仕委員会	…	11
○国際奉仕委員会○青少年奉仕委員会	…	12
[ロータリー財団委員会]、[ロータリー情報委員会]、[米山奨学委員会]	…	13
クラブ歴代正副会長・幹事	…	14
クラブ年譜	…	17
ポール・ハリス・フェロー	…	24
ベネファクター、米山功労者	…	25
ニコニコBOX	…	26
会員誕生日一覧表	…	27
会員名簿	…	28
グロリア会員名簿	…	33
クラブ定款	…	34
クラブ細則	…	42
会員選考基準	…	46
慶弔規定	…	47
グロリア会員規定	…	49
ニコニコボックス規定	…	50
職業分類表	…	51
職業宣言	…	52
環境保全推進宣言	…	53
年間日程表	…	55



クラブバナー



国際ロータリー会長あいさつ■



2023-24年度
国際ロータリー会長
ゴードンR.マッキナリー



世界に希望を生み出そう

新たに深刻な課題に直面している中でも、ロータリーは会員と世界の人のために動き、恒久的な平和を築くために尽力し、すべての活動にビロギング（帰属意識）とインクルージョンを浸透させています。だからこそ、私はロータリーの皆さんに「世界に希望を生み出そう」と呼びかけているのです。

今年度はメンタルヘルスを支援するためのプロジェクトを優先的に行っていきます。この取り組みは、個人的にも非常に重要なものです。誰かが声もあげられずに苦しんでいるのを見守るといったのがどういうことか、私はよく知っています。また、人と人がつながりあうことの方や、こころの健康と幸せについて話しあうことの価値、予防的ケアと治療がひとりの命を救うることをこれまで目の当たりにしてきました。

研究によると、自分の幸せを守る効果的な方法は人に親切にすることだと判明しています。そして、心の平安を得ることによって、私たちは世界に平和をもたらすことができるようになります。

ロータリーの本質は平和を築くことにあります。私たちの奉仕プロジェクトの多くは、積極的平和のための土壌づくりです。障壁を乗り越え、新たなつながりを築くために、ロータリーはたゆまぬ努力を続けています。今年度は、こういった大切なつながりを強化するために、会員間のバーチャルな国際交流を促進します。

平和は夢ではなく、受身的なものでもありません。一生懸命努力し、信頼を獲得し、難しいかもしれませんがオープンな会話をする事で得られるものです。平和は粘り強く、勇敢に実践しなければなりません。ロータリーの重点分野全体で私たちが行うありとあらゆる活動が、平和を可能にする希望を育む力をひそめています。

人とのつながりと目的意識が、あらゆるロータリー会員を奮立たせてくれることでしょう。素晴らしいクラブ体験を提供できるようにクラブのリーダーが尽力すれば、より多くの会員を維持することができ、より多くの入会候補者がロータリーに関心を持ってくれます。これ以上なく居心地のよい、これ以上なく魅力的なクラブを築きあげましょう。

クラブの例会から奉仕活動まで、帰属意識を高めることが目標です。誰もが自分らしくいられる、包括的で居心地のいい環境を作りつづける必要があります。ありとあらゆる行動人が「ロータリーには自分の居場所がある」と思えるような場所にする必要があります。そうできるかどうかは私たち次第です。

今年度、私は多様性、公平さ、インクルージョンの取組に焦点を当てて、全人類により良く奉仕するために、ロータリーが奉仕するコミュニティを反映するようにし、人間の持てる才能と経験のすべてを活用するための重要な方策を引きつづき講じていきます。また、女性や女兒が兼ねそなえている可能性を解き放つのを助けることによって、女性や女兒のエンパワメントを続けていきます。

今年度の旅を共に始めるにあたって、私はスコットランドの国民的詩人ロバート・バーンズを引用したいと思います。18世紀にバーンズは、全世界が親族になり、「良識と真価を全世界に広める」ことについて語っています。これはこれまでの人生で私にとって行動への呼びかけとなってきたもので、今皆さんと共有したいと思います。

内なる平和を築き、それをどんどん広めていきましょう。帰属意識を育て、ロータリーの未来を新たに思い描きましょう。ともに楽しく力を合わせて、世界に希望を生み出しましょう。



地区ガバナーあいさつ■



国際ロータリー第2580地区
2023-24年度ガバナー 栃木一夫

2023-24 年度ガバナー方針

2023-24年度、私は、国際ロータリー第2580地区の地区方針として「持続可能な元気なクラブを実現しよう」を掲げました。各クラブが活発に、楽しく活動していただくことがロータリーの実践につながる原動力です。そしてもう一つ大切なのがロータリアンの心意気です。一人一人の力の結集が持続可能な元気なクラブを産み出します。そこでこの1年は《ロータリアンの心に火を付けよう》という合言葉を胸にロータリアンだからこそ得られるロータリー再発見の旅に出ましょう。

地区基本方針

「持続可能な元気なクラブを実現しよう」

- **クラブの成長**
会員増強 ロータリアン一人一人の向上をめざそう
- **クラブビジョン・行動計画作成推進**
クラブの新陳代謝を図ろう
- **My Rotary・ロータリーの友の活用推進**
火種を見つけよう
- **学友との交流の活性化**
心強い協力者 理解者を増やそう

合言葉

ロータリアンの心に火をつけよう

Get the Joy of Rotary

<Get the Joy of Rotary は

心に火が付いたロータリー活動の充実感を意味します>

クラブ会長あいさつ■



国際ロータリー第2580地区
宜野湾ロータリークラブ
2023-24年度会長 平仲 絢子

宜野湾ロータリークラブは2年後に創立60周年を迎えます。今、私たちに求められるのは、これまで紡いできたクラブの歴史と伝統を大切に、社会環境・クラブ状況の変化に適応しながら未来に持続可能な元気なクラブづくりを実現することです。そのためには、クラブの方向性に対する共通認識を持ち、会員同士が手を取り合って行動することが大切です。

2年後の宜野湾ロータリークラブの姿、どのようなクラブになっていきたいか…
「クラブの趣旨に賛同する素晴らしい人間性を持った新規入会者が大挙して入会しており、価値のある社会奉仕を非常に活発に実践し、楽しく充実したクラブ活動が繰り広げられている」

そこで、まず今年度1年をかけて、
「全員参加でクラブの進化の方向を語り合い、行動して、顧みて、修正をかけて、更なる進化を目指し、それが自然に持続している」クラブを目指します。

～ 具体的実施項目 ～

①宜野湾ロータリークラブが何者なのかを再認識する

- ・ロータリーを理解する・宜野湾クラブを理解する・会員の相互理解・委員会の役割の明確化
- ・疑問/不満/意見の相違に向き合う→曖昧さをルールに

②強固な信頼関係を築く

- ・親睦イベント・委員会活動の活性化・全員参加できる宜野湾の柱となる社会奉仕活動の育成

③会員にとっての価値を高める

- ・会員卓話/外部卓話/職場訪問 ・宜野湾の柱となる価値のある社会奉仕活動を見出し育てる
- ・ワークショップを活用したビジネスの互助活動の推進

成功のカギは、会員同士の親睦と相互理解です。お互いを知り、信頼関係を深めることでクラブが進化するための頑丈な基礎・豊かな土壌となります。
宜野湾ロータリークラブの58年間の歴史と伝統を大切に、2年後の宜野湾ロータリークラブの姿を会員全員でイメージし、持続可能な元気なクラブを実現するために

今年度、クラブの進化に繋がる様々な活動にチャレンジしていきましょう！！

今年度クラブテーマ

「クラブの進化に挑戦しよう！！」

クラブ概要 ■

クラブ名	宜野湾ロータリークラブ	
地域	宜野湾市、北谷町、中城村、北中城村	
創立	1966年1月10日（特別代表・真壁朝徳）	
R I 正式加盟	1966年3月31日	
認証状伝達式	1966年6月15日	
スポンサークラブ	那覇西ロータリークラブ	
創立会員数	21名	
創立15周年記念式典・祝賀会	1981年1月14日	（創立15周年記念誌発行）
創立20周年記念式典・祝賀会	1986年2月15日	（創立20周年記念誌発行）
創立25周年記念式典・祝賀会	1991年2月13日	
創立30周年記念式典・祝賀会	1996年1月31日	（創立30周年記念誌発行）
創立35周年記念式典・祝賀会	2001年2月7日	
創立40周年記念式典・祝賀会	2006年2月17日	（創立40周年記念パンフ発行）
例会2000回記念祝賀会	2010年3月23日	
創立45周年記念式典・祝賀会	2011年1月26日	
創立50周年記念式典・祝賀会	2016年1月27日	（創立50周年記念パンフ発行）
例会場	ラグナガーデンホテル 〒901-2224 宜野湾市真志喜4-1-1 TEL 098-897-2121	
例会日時	原則として毎週水曜日 （年間日程表に従って開催） 12:30～13:30	
事務局	〒901-2223 宜野湾市大山2-9-25 TEL 098-898-9000 FAX 098-898-0003 E-mail : info@ginowan-rc.org	
会員数	27 名	（2023年7月1日現在）
最年長者	87 才	
最年少者	38 才	
平均年齢	65.1 才	
在籍40年以上	1 人	
20～40年未満	5 人	
10～20年未満	4 人	
3～10年未満	13 人	
1～3年未満	2 人	
1年未満	2 人	
平均在籍年数	12.5 年	

組織表 ■

2023-24年度

■理事会

会長	平仲 絢子	幹事 (クラブ管理運営委員)	河村 哲
会長エレクト (クラブ管理運営委員長)	仲村 真二	副幹事 (会場監督委員長)	山城 咲乃
副会長 (クラブ管理運営副委員長)	岡江 保彦	青少年奉仕委員長	新垣 真由美
直前会長 (奉仕プロジェクト委員長)	國吉 一人	会計監査	城間 幹夫
社会奉仕委員長	天久 宏幸	理事	新垣 義夫
国際奉仕委員長	仲宗根真由美	理事	仲宗根 義次

■常任委員会

委員会名	委員長	副委員長	委員	
クラブ管理運営委員会	仲村 真二	岡江 保彦	仲宗根 義次	山城 咲乃
プログラム委員会 出席・会場監督委員会	山城 咲乃	嘉手川 潤	仲村 真二 天久 宏幸 仲宗根真由美	富田 真理子 岡江 保彦 天願 勇
親睦活動委員会 友好クラブ委員会	仲宗根 義次	阿嘉 よね子	白間 弘造 宮城 仲健 比嘉 直子 仲吉 サダ子	嘉手川 潤 趙丹(セリーナ) 平安座 唯盛 新垣 利江子
基金・規約管理 委員会	岡江 保彦	平仲 絢子	河村 哲	仲村 真二
会員増強維持委員会	宮城 富夫	新垣 義夫	アラルコン 朝子	
会員選考委員会	新垣 真由美	高橋 清一郎	許田 英子	天願 勇
公共イメージ向上委員会	河村 哲	仲宗根真由美		
広報・会報・ウェブ委員 会	河村 哲	仲宗根真由美	山城 咲乃	城間 幹夫
奉仕プロジェクト委員会	國吉 一人	天久 宏幸	仲宗根真由美	新垣 真由美
職業奉仕委員会	國吉 一人	宮城 富夫	山城 咲乃 高橋 清一郎	阿嘉 よね子
社会奉仕委員会	天久 宏幸	城間 幹夫	白間 弘造 岡江 保彦	趙丹(セリーナ)
国際奉仕委員会	仲宗根真由美	宮城 富夫	アラルコン 朝子 仲宗根 義次	趙丹(セリーナ)
青少年奉仕委員会	新垣 真由美	富田 真理子	宮城 富夫 許田 英子	嘉手川 潤
ロータリー財団委員会	富田 真理子	宮城 富夫		
ロータリー情報委員会	城間 幹夫	岡江 保彦	仲吉 サダ子 新垣 真由美	白間 弘造
米山奨学委員会	嘉手川 潤	許田 英子		
行動計画推進委員会	山城 咲乃	仲村 真二	平仲 絢子	河村 哲
インターアクト設立準備委員会	宮城 富夫	新垣 真由美	新垣 義夫	
ニコニコボックス委員会	天久 宏幸			
指名委員会	仲村 真二			

地区委員	ポリオプラス地区委員会委員	① 新垣 真由美
------	---------------	----------

特別会計監査	嘉手川 潤
--------	-------



クラブ管理運営委員会

委員長: 仲村 真二 副委員長: 岡江 保彦
委員: 仲宗根 義次 山城 咲乃

● 基本方針

クラブ管理運営委員会はクラブテーマの【クラブの進化に挑戦する】に則り、持続可能な元気なクラブを実現する。
そのために、会員一人一人が主役になり会員相互の理解を深め、ロータリーの真髄とも言える親睦を通して感動と笑顔の絶えない豊かな人間形成を目指す。(特に他者を尊重し互いに支え合い)ながら…。

■ 活動計画

- 上記基本方針を推進するうえでの基礎となる明るく楽しい宜野湾らしいクラブ造りを行う。
- 全会員参加でロータリー賞（目標15項目）を達成する
- 例会の内容を充実し会員にとっての付加価値を高める
- クラブ内親睦イベントの企画
- 他クラブとの交流の活性化
- 会員ひとり一人のロータリアンとしての資質の向上のための研修への参加推進



○ プログラム委員会/出席・会場監督委員会 ○

委員長: 山城 咲乃 副委員長: 嘉手川 潤
委員: 仲村 真二 天久 宏幸 仲宗根真由美
委員: 岡江 保彦 天願 勇 富田 真理子

●基本方針

プログラム・出席会場委員会は、ロータリーについて学び、ロータリーの活動を楽しみながら奉仕活動を実施していけるように、メンバーで協力し、各種プログラム作りの活動及び、素晴らしい学びのある例会になるよう会場監督していきます。
有意義な奉仕活動、楽しい例会に参加する喜びをお互いが実感するプログラムと、楽しく学びになる例会づくりを実施するために次のような計画を進めて参ります。

■活動計画

- 1) クラブ内会員の職業を通じた活動や経験などの卓話やスピーチを定期的に行います。企業視察を兼ねた移動例会を実施し、会員相互の理解と親睦を深める機会を作ります。
また、新入会員の卓話は基本的に入会2か月以内に行ってもらい、自己PRなどの機会を設けます。
- 2) 月間ごと、及び話題性のあるテーマについて外部卓話者招聘の機会を増やします。
- 3) 例会運営の最高責任者として以下の活動を行います。
 - ・事務局のサポート役1名を配する
 - ・例会プログラムの確認を行い、司会進行を務める。
 - ・事務局と連携し出席状況を把握し例会内で報告する。
 - ・例会時は会場内の状況を把握し、スムーズな進行のために監督をします。
(特に、例会中は登壇者への礼を失ないように、私語を慎み、品位ある対応と円滑な運営に努めます)



委員会活動計画 2-① ■

○ 親睦活動・友好クラブ委員会 ○

委員長: 仲宗根 義次 副委員長: 阿嘉 よね子
委員: 白間 弘造 宮城 仲健 比嘉 直子 仲吉 サダ子
 嘉手川 潤 趙 丹 平安座唯盛 新垣 利江子

■活動計画

- 1) 例会時にゲスト・ビジター、メンバーを気持ちよく出迎え、積極的に声をかけ座席へご案内し、参加しやすい例会になるよう心がけ、最後のお見送りまで行います。
- 2) 会員間の親睦を深めるため、新入会員歓迎会の企画、親睦イベントを開催します。
- 3) 炉辺会合(四火会)を継続して、メンバーの和気あいあいとした場を創出する。
- 4) 友好クラブである東京東村山ロータリークラブとの地区大会後の懇親会や行事前後での交流会を開催しており、今年も更なる交友関係を築いていきます。
- 5) 台湾中和圓通ロータリークラブとの交流について、2024年5月訪台(20周年記念式典+友好クラブ締結式)の準備を進める。

○ 基金・規約管理委員会 ○

委員長: 岡江 保彦 副委員長: 平仲 絢子
委員: 河村 哲 仲村 真二

■基本方針

ロータリーの目的の一つに、ロータリアン一人一人が個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践することが定められている。これを効率的かつ効果的に実践する為に、クラブ定款及びクラブ細則がある。
本委員会は、クラブ定款を基準として、地域の実情に則したクラブ細則及び諸規定を制定、改正または改廃する。

■活動計画

- 1) クラブ細則を全面的に見直し、改正、改廃または必要に応じ新規条項を定める。
- 2) 各種基金およびクラブ内の諸規定の目的、合理性及び実行性に関し検討し、必要に応じ改定/新設する。
- 3) 改定/新設した規定の目的/内容をクラブ内に周知する。
- 4) 事務局に関する規定の有無について検討し、必要且つ緊急を要する場合は、事務局規定を策定する。



○ 会員増強維持委員会 ○

委員長: 宮城 富夫

副委員長: 新垣 義夫

委員: 乃川朝子

■基本方針

次の上位方針に基づいて、会員増強維持委員会活動を推進、遂行します。

1. 2023-24年度栃木地区ガバナーのスローガン「持続可能な元気なクラブを実現しよう」
2. 平仲会長年度のクラブテーマ「クラブの進化に挑戦する!!」
会員増強維持委員会によるクラブ研修の実施

■活動計画

- 1) 委員会として、RIの【会員増強ガイド】の勉強会を早期に遂行、習得し、会員全員へ会員増強の心得を伝授する。
- 2) 解りやすく魅力ある勧誘用パンフレットの作成
解りやすい用語とイラスト等、ビジュアルな表示。
- 3) 新入会員がロータリー理念、用語を早く習得できるように、例会時に次の先輩ロータリアンを同席して都度説明対応する。
紹介者、同郷者、同職者、同年代等の打ち解けやすい先輩ロータリアン。
- 4) クラブ研修の実施（新会員向け・全会員向け）
ロータリーの歴史と変遷、理念、国際ロータリーの活動とクラブ活動。
- 5) クラブ運営費からみた最小人数と言われている会員数35人を目標に引続き増強を推進する。

○ 会員選考委員会 ○

委員長: 新垣 真由美

副委員長: 高橋 清一郎

委員: 許田 英子

委員: 天願 勇

■基本方針

会員より推薦された入会希望者について、ロータリアンとしてふさわしいかどうか全会員に諮るとともに、クラブの会員選考基準に照らして慎重に入会審査を行い速やかに理事会に報告する。

■活動計画

- 1) 面接の際、ロータリーの二大義務(会費の納入・出席)を果たせるか、また奉仕の精神を学びたい気持ちがあるかしっかり確認する。
- 2) 推薦者は入会希望者を出来るだけ例会にお誘いしてクラブの雰囲気を知ってもらおう努める。
- 3) 新入会員が早くクラブに馴染めるようサポートをする。



委員会活動計画 2-③

○ 公共イメージ向上委員会（広報・会報・ウェブ委員会） ○

委員長: 河村 哲
委員: 山城 咲乃

副委員長: 仲宗根真由美
城間 幹夫

●基本方針

平仲会長の所信表明にあった3年後に「クラブの趣旨に賛同する素晴らしい人間性を持った新規入会者が大半して入会している」状態を実現するため、週報やホームページやその他の媒体を有効に活用して、クラブの魅力と活動の意義をクラブ内外に発信して、会員増強とゲスト・ビジターの増加、そしてクラブ活動の活性化に繋げてゆく。

■活動計画

- 1) 週報の作成をサポートし、週報をより魅力的で発信力のあるものに進化させてゆく
- 2) ホームページだけに固執せず、効率の高いWEBメディアを活用したクラブ活動の発の仕組みづくりを行う
- 3) 各メディアからの取材を受け入れ、公共イメージの向上と流布を行う
- 4) 通常例会はビデオ撮影し、参加できなかった会員が後日視聴できるようにする
- 5) ITツールを積極的に活用して会員同士の親睦およびコミュニケーションを円滑にし、クラブ活動を活性化する

行動計画推進委員会

委員長: 山城 咲乃
委員: 平仲 絢子

副委員長: 仲村 真二
河村 哲

今年度会長方針「クラブの進化に挑戦する」を達成するために

- 1) 宜野湾RCが何者なのかを会員全員で再認識し、
- 2) 会員同士がより強固な信頼関係を築き、
- 3) 会員にとってのクラブの価値を高める。

ことを実行するための具体的年間計画を計画し、「今年度目指す1年後の私たちのクラブの姿」実現に向けて各委員会に働きかけを行う。また、次年度への引継ぎを確実にを行い、年度を超えた継続的なクラブの進化を実現する。



奉仕プロジェクト委員会

委員長: 國吉 一人 副委員長: 天久 宏幸
委員: 仲宗根真由美 新垣 真由美

○ 職業奉仕委員会 ○

委員長: 國吉 一人 副委員長: 宮城 富夫
委員: 山城 咲乃 高橋 清一郎 阿嘉 よね子

●基本方針

平仲会長の方針である『クラブの進化に挑戦する』の考えを基に進化の契機となる職業奉仕活動を展開していきます。

■活動計画

- 1) 会員の職業についての卓話や会員の職場訪問を行い、会員相互の理解を深める。(職場訪問を受け入れた会員にも有益になるように後日、職場訪問を行った会員からの感想を募る。)
- 2) 今年度からスタートする例会後のワークショップをプログラム・出席会場委員会と連携し、企画・実施をおこなう。

○ 社会奉仕委員会 ○

委員長: 天久 宏幸 副委員長: 城間 幹夫
委員: 白間 弘造 岡江 保彦 趙 丹

●活動方針

一人ひとりの生活に奉仕の理念を適用することを奨励し、地域や関係団体と連携又は協力しながら社会奉仕活動を計画・実行するとともに、地域福祉活動への参加により地域の人々が快適に生活できるための活動を支援する。

■活動計画

- 1) 地域や関係団体と連携交流を図り地域の環境整備と福祉向上に取り組む。
具体的には定期的な草刈作業を行う等により『蝶々ハウス』の適切な維持管理に努めるほか、フードドライブ、道路、公園、海岸等の清掃活動を行う。
- 2) 環境問題に対する関心を高め、例会での「エコ思想推進宣言」の唱和を行い、積極的に行動に移すよう奨励する。
- 3) 地区補助金を活用した奉仕プロジェクトを立案し、来年2月の申請を行う。



○ 国際奉仕委員会 ○

委員長: 仲宗根真由美 副委員長: 宮城 富夫
委員: 阿部の朝子 山城 咲乃 趙 丹 仲宗根 義次

●基本方針

国際色豊かな土地柄を生かしクラブ会員の皆様と協力して、地域と連携した国際奉仕活動を積極的に行います。

■活動計画

- 1) 当クラブは、宜野湾市国際交流協会の理事の一員となっており、積極的に行事に参加することで宜野湾市の国際交流の発展に協力し、自クラブの進化を図る。
- 2) 海軍病院・地域内の他国際団体等と奉仕に繋がる交流を積極的に参加する。
- 3) 2024年5月にシンガポールで開かれる国際大会へ多くのクラブ会員と参加し、世界各国のロータリアンと交流を図ります。
- 4) 再来年度の実施を見据えた、グローバル補助金を活用した国際奉仕活動の計画を立案する。

○ 青少年奉仕委員会 ○

委員長: 新垣 真由美 副委員長: 富田 真理子
委員: 宮城 富夫 許田 英子 嘉手川 潤

●基本方針

ロータリー活動を通して地域青少年の育成をはかり将来のリーダーとなってもらうよう支援を行う。

■活動計画

- 1) 地域の各団体や学校と連携して青少年との交流を積極的に行い、ロータリーにおける青少年育成活動を広く知ってもらうよう努めていく。
- 2) ロータリーが行う青少年奉仕プログラムの意義/目的をクラブ内に啓蒙し、会員一人ひとりの理解を深める。
- 3) 新設した小委員会「インターアクト準備委員会」と連携してインターアクトクラブ設立の実現に向けて会員一丸となって取り組んでいく。
- 4) 次年度は輪番制で当クラブが来日留学生のホストクラブ担当予定なので、受け入れに向けて準備を進めていく。



ロータリー財団委員会

委員長: 富田 真理子

副委員長: 宮城 富夫

■活動計画

- 1) 会員の皆様へロータリー財団についての理解促進のために、財団の活動や成果に関するウェブサイトやSNSを紹介したり、宜野湾ロータリークラブの取り組みについてホームページで情報発信していきます。
- 2) ロータリー財団月間には、財団学友または、地区ロータリー財団委員の方に卓話をお願いする予定です。その際には、財団学友制度の紹介や、財団学友の方の活動について聞くことができます。また、地区ロータリー財団委員の方からは、地区の財団活動の状況や、今後の展望についてお話いただきます。
- 3) ポール・ハリス・フェローやベネファクター等への新しい寄付者の誕生を促進するために、会員の皆様に寄付の意義や方法を説明していきます。
- 4) 国際奉仕委員会/社会奉仕委員会と連携して、グローバル補助金/地区補助金の申請をロータリー財団に対して行う

ロータリー情報委員会

委員長: 城間 幹夫

副委員長: 岡江 保彦

委員: 仲吉 サダ子

白間 弘造

新垣 真由美

■基本方針

ロータリー情報委員会は今年度平仲会長の提唱するクラブテーマ「クラブの進化に挑戦する」の実行計画にある「①宜野湾ロータリークラブが何者なのかを再認識する」の中で特に「ロータリーを理解する」、「宜野湾ロータリークラブを理解する」の部分の役割を担って行きます。

■活動計画

1. 毎例会時に5分程度の時間を頂き、ロータリー小断としてロータリアンとして知っておくべきことをクラブ会員に周知・啓蒙していく。
2. 委員会内でロータリー情報の勉強会を実施し、クラブ会員に周知する内容を検討する。
3. 地区大会、地区研修会、協議会、IM等への積極的な参加を促す。

米山奨学委員会

委員長: 嘉手川 潤

副委員長: 許田 英子

●基本方針

将来、母国と日本との懸け橋となり国際的な活躍をする奨学生のサポートを行います。今年度も当クラブでお世話をする奨学生がいないため、会員全員が米山奨学事業の歴史や活動の意義について理解を深めることができるような活動をしていきます。

■活動計画

1. 今年度は米山月間（例年10月）がございませんが、米山奨学事業の意義と理解を広めるため、奨学生や地区委員の方々へ卓話の依頼をします。
2. 出来るだけ多くのクラブ会員の皆様へ寄付のご協力をお願いします。



クラブ歴代正副会長・幹事 ■

期No.	年度	会 長	副 会 長	幹 事	会員数 (7月1日)	会員数 (6月末)
創立	1966/1/10	伊佐 真一	石川 孝信	嘉手納 徳盛	21	
第1期	1966-67	伊佐 真一	石川 孝信	嘉手納 徳盛	20	26
2	196-68	石川 孝信	花城 清知	中田 喜久男	25	22
3	1968-69	中田 喜久男	嘉手納 徳盛	山城 恒雄	22	22
4	1969-70	奥里 将清	野崎 真才	石川 栄彦	22	26
5	1970-71	野崎 真才	嘉手納 徳盛	石川 栄彦	26	29
6	1971-72	嘉手納 徳盛	石川 栄彦	中村 昌義	26	28
7	1972-73	石川 栄彦	我喜屋 宗二	泉水 朝宏	26	24
8	1973-74	我喜屋 宗二	中村 昌義	市村 嘉久	24	26
9	1974-75	中村 昌義	新川 雀吉	酒井 常信	25	23
10	1975-76	伊佐 真一	酒井 常信	仲本 朝英	20	23
11	1976-77	酒井 常信	莊 賛元	竹内 良一	23	26
12	1977-78	莊 賛元	泉水 朝宏	仲村 盛栄	26	40
13	1978-79	泉水 朝宏	仲本 朝英	比嘉 盛吉	39	35
14	1979-80	仲本 朝英	市村 嘉久	東浜 秀雄	35	29
15	1980-81	市村 嘉久	比嘉 盛吉	安里 高治	29	34
16	1981-82	比嘉 盛吉	安里 高治	伊良波 幸善	34	31
17	1982-83	安里 高治	伊良波 幸善	田中 旨夫	31	28
18	1983-84	伊良波 幸善	田中 旨夫	松田 祐輔	28	34
19	1984-85	長田 毅	松田 祐輔	内間 正	34	49
20	1985-86	松田 祐輔	田中 旨夫 内間 正	系数 哲夫	49	47
21	1986-87	田中 旨夫	内間 正 系数 哲夫	平安座 唯盛	47	53
22	1987-88	内間 正	系数 哲夫 山城 清繁	奥里 博茂	53	52
23	1988-89	系数 哲夫	奥里 博茂 古波 蔵信重	石原田 盛男	52	50
24	1989-90	平安座 唯盛	古波 蔵信重 奥里 博茂	白間 弘造	50	50
25	1990-91	古波 蔵信重	奥里 博茂 石原田 盛男	玉城 敏夫	50	43
26	1991-92	奥里 博茂	比嘉 行健 石原田 盛男	東恩納 明	43	43
27	1992-93	比嘉 行健	仲村 盛栄 白間 弘造	知念 嘉昭	46	51
28	1993-94	仲村 盛栄	石原田 盛男 宮城 邦雄	大野 元孝	51	50
29	1994-95	石原田 盛男	山城 清繁 東恩納 明	岸本 和直	50	52
30	1995-96	山城 清繁	東恩納 明 山城 源治	松村 正	52	66
31	1996-97	東恩納 明	柏田 吉美 山本 勇吉 <small>(陳材嘉)</small>	大坪 慎治	60	54



クラブ歴代正副会長・幹事 ■

期No.	年度	会長	副会長	幹事	会員数 (7月1日)	会員数 (6月末)
32	1997-98	柏田吉美	山 城 源 治 白 間 弘 造	手登根久雄	54	51
33	1998-99	山城源治	白 間 弘 造 岸 本 和 直	丑嶋淳	51	51
34	1999-2000	白間弘造	大 坪 慎 治 野 田 治 寛	伊佐敬	51	51
35	2000-01	大坪慎治	山 本 勇 吉 新 垣 義 夫	千葉信一	51	46
36	2001-02	山本勇吉	新 垣 義 夫 泉 恵 得	宮城富夫	46	38
37	2002-03	新垣義夫	永 山 雄 一 宮 城 富 夫	瑞慶山良祐	38	33
38	2003-04	永山雄一	宮 城 富 夫 千 葉 信 一	儀間良仁	33	46
39	2004-05	宮城富夫	高 橋 清 一 郎 酒 井 常 信	山川伸幸	40	39
40	2005-06	高橋清一郎	泉 恵 得 酒 井 常 信	糸数盛夫	39	32
41	2006-07	泉恵得	比 嘉 行 健	仲吉サダ子	32	33
42	2007-08	白間弘造	儀 間 良 仁	アラルコ朝子	33	31
43	2008-09	儀間良仁	仲 吉 サダ子	吉田明正	31	30
44	2009-10	仲吉サダ子	宮 城 富 夫	大坪慎治	30	31
45	2010-11	吉田明正	宮 城 富 夫	城間幹夫	29	30
46	2011-12	宮城富夫	天 願 勇	國吉一人	30	29
47	2012-13	新垣義夫	永 山 雄 一	新垣真由美	29	29
48	2013-14	泉恵得	柏 田 吉 美	東江繁子	29	37
49	2014-15	天願勇	宮 城 富 夫	與儀豊	35	32
50	2015-16	城間幹夫	仲 吉 サダ子	外間宏	31	33
51	2016-17	柏田吉美	仲 吉 サダ子	富田真理子	28	31
52	2017-18	永山雄一	宮 城 富 夫	茂宮隆次	31	35
53	2018-19	東江繁子	仲 吉 サダ子	大城英明	35	33
54	2019-20	新垣真由美	新 垣 義 夫	新垣裕輝	33	32
55	2020-21	岡江保彦	白 間 弘 造	平仲絢子	32	29
56	2021-22	宮城富夫	新 垣 義 夫	仲村真二	29	30
57	2022-23	國吉一人	新 垣 真 由 美	仲宗根義次	30	32



クラブ歴代正副会長・幹事 ■

期No.	年度	会長	副会長	幹事	会員数 (7月1日)	会員数 (6月末)
58	2023-24	平仲 絢子	岡江 保彦	河村 哲	27	



クラブ年譜 ■

期No.	年度	会長	主 要 な 活 動
第1期	1966 -67	伊 佐 真 一	1966年1月10日に21人で発足し、会長以下、猛烈な会員増強とロータリーについて勉強を行い、3月31日に認証される。
2	1967 -68	石 川 孝 信	地域に対するロータリー活動を開始し、特に宜野湾署と提携し、児童生徒の交通安全に協力する。
3	1968 -69	中 田 喜 久 男	ロータリーに対する知識の欠如の為、一時13人の退会、クラブは危機にひんした。
4	1969 -70	奥 里 将 清	心気一転、会員の努力で活動を盛り返した。 特に少ない会員で当クラブとしては最初のIGFをホストとし、過去の動員記録を新しくした。
5	1970 -71	野 崎 真 才	地域との連帯を深め、ボーイスカウトの育成に力を入れる。
6	1971 -72	嘉 手 納 徳 盛	この年は早魃のため、極度に水不足に見舞われた為に、地域内での井戸水の水質検査を行い、地域住民の為に貢献、地区より表彰される。
7	1972 -73	石 川 栄 彦	ローターアクトが正式に認証される。 これ以後、ローターアクトの育成に努める。
8	1973 -74	我 喜 屋 宗 二	会長卓話により、ロータリー情報の強化に努める。 これによってクラブの内容も充実し、会員も定着し始める。
9	1974 -75	中 村 昌 義	地域内小学校(4校)の特殊学級に教育テレビを贈呈する。 又、地域内ボーイスカウトを復活させる。
10	1975 -76	伊 佐 真 一	海洋博、EXPO' 75。 大勢の他地区ロータリアンと交流し、親睦を深める。
11	1976 -77	酒 井 常 信	中城村の老人センター新設に伴い、ロータリー文庫として図書を贈呈。 地域との連帯を深める。
12	1977 -78	荘 賛 元	会員増強に努め、地区大会で表彰される。第1位！ 台湾の花蓮RCと親善を深め、互いに訪問する。 沖縄における2回目の地区大会が開かれる。(ホスト=那覇RC)
13	1978 -79	泉 水 朝 宏	IGFのホストを行い、盛会裡に終わる。沖縄分区における最大を記録。 ボーイスカウト再結成、順調に成長。 県立沖縄療養園(重症心身障害児施設)にピンクレディーを招待。
14	1979 -80	仲 本 朝 英	会員増員に努め、会員の質の向上を図ることに重点を置く。 遠隔地クラブ友愛委員会より桜の苗木の寄贈を受け、緑化運動に努める。
15	1980 -81	市 村 嘉 久	創立15周年記念祝賀会を行う。 会員も増大する。
16	1981 -82	比 嘉 盛 吉	宜野湾小学校の野球チーム(ピノキオ)を長野県へ遠征させ、子供達に喜ばれる。(ガバナー賞受賞)。 RI会長(マッキヤフリー会長)が初めて沖縄訪問する。 地区大会のコ・ホストを努める。 ローターアクト創立10周年記念式典を行う。
17	1982 -83	安 里 高 治	沖縄分区より初の青少年交換派遣学生として、クラブ推薦の伊佐かの子嬢を送り出す。 米山功労クラブとなる。次期役員の為の研修会のホストを努める。
18	1983 -84	伊 良 波 幸 善	本年9月より例会会場をヒルトンホテルに移転し、例会の雰囲気も活気づいてきて、会員数増える。 IGF出席第1位。RI会長賞を受賞。



クラブ年譜 ■

期No.	年度	会長	主 要 な 活 動
19	1984 -85	長 田 毅	本年1月より例会会場がシェラトン沖縄ホテルに変わる。 会員増強をはかり、会員数50名(+16)となる。 I G F 出席第1位。米山功労クラブとなる。
20	1985 -86	松 田 祐 輔	創立20周年にあたり、記念事業及び記念式典、祝賀会。 記念誌を発行する。
21	1986 -87	田 中 旨 夫	R I 会長賞を受賞。宜野湾ロータリークラブ基金を設置する。 台北西扶輪社を訪問し、国際親善と会員・家族間の親睦を深める。
22	1987 -88	内 間 正	沖縄海邦国体が開催され、市内の各競技場整備の協力。 市内の心身障害者施設へクーラー寄贈。交換学生の送り出し受入れ 仲本朝英会員経営の多良間紗利真牧場へ親睦旅行を兼ねた職場訪問 11月25日には、1,000回記念例会を行う。市内少年野球チーム及び ポニーリーグチームへの備品等の寄贈及び遠征費の補助。
23	1988 -89	糸 数 哲 夫	米山功労クラブとなる。 市内の小・中学校、福祉協議会への備品の寄贈。また、市内の少年野球 チームへ遠征費の補助を行った。
24	1989 -90	平 安 座 唯 盛	I M 出席第1位、ロータリー財団寄付100%クラブとして地区年次大会 で表彰される。米山功労クラブ。 東京東村山R.C友好クラブとなる。(1990.5.30)
25	1990 -91	古 波 蔵 信 重	I M ホストクラブ。創立25周年記念式典祝賀会を行う。 J G F R 沖縄大会にともない、日時・場所を変更して例会を行い、他県 のメンバーと親睦を深める。 東京東村山RC訪問。コザクラブと合同夜間例会を挙行。
26	1991 -92	奥 里 博 茂	東京東村山RCの創立25周年祝賀訪問、親睦を深める。 心身障害者奉仕に力を注ぎ、社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団より感 謝状を頂く。
27	1992 -93	比 嘉 行 健	例会場をラグナガーデンホテルに移す 地区大会コ・ホストクラブ。地区協議会ホストクラブを務める
28	1993 -94	仲 村 盛 栄	宜野湾市西海岸美化のため、大型ゴミ箱20式を市に贈呈し、会員による 清掃作業を行う。 昨年に続き本年も、はごろもカチャーシー大会参加。
29	1994 -95	石 原 田 盛 男	難聴者の積極的な社会参加を促すために、補聴器の正しい取扱い方のビ デオを宜野湾市、中城村、北中城村の各社協を通じて、老人クラブに 贈った。初めて女性会員1名が入会する
30	1995 -96	山 城 清 繁	創立30周年記念式典・祝賀会を挙行し、磁気ループ補聴装置を団体へ贈 呈、ならびに小中学校教材ビデオ(むたおじさん…)2巻セットを6校 へ贈呈する。 聴覚相談事業のため宜野湾市社協へ50万円を贈る。 社会奉仕活動に多大な成果をあげたとしてガバナー賞を受賞する。 東京東村山ロータリークラブと友好クラブ協議書調印。 女性会員9名となる。
31	1996 -97	東 恩 納 明	宜野湾ローターアクトクラブを復活させた。I M 出席率第1位。 宜野湾市、北中城村、中城村の社会福祉協議会等にS P L メーター(補 聴検査装置)を贈った。 友好クラブ東京東村山ロータリークラブの創立30周年を祝うため訪問 し、親睦を深めた。
32	1997 -98	柏 田 吉 美	社会奉仕活動として、健康指導のテープを宜野湾市、北中城村、中城村の 社会福祉協議会に寄贈。国際奉仕活動としてフィリピンを訪問 また、米軍基地内にて、例会を開き、友好を深めた。

クラブ年譜 ■

期No.	年度	会長	主 要 な 活 動
33	1998-99	山城 源 治	パソコン導入と、事務所移転、宜野湾市難聴者友の会、アメリカンスクール、沖縄ダルクに寄付、宜野湾RACに援助、東京東村山RCとの友好協約書を更新。
34	99-2000	白間 弘 造	アメリカンの問題を、地区に取り上げて頂き、国政レベルまで発展させた。 難聴問題においては、宜野湾市福祉協議会へミミループの寄贈、北中城村難聴者友の会の設立への援助等を行った。 又、年次大会のコ・ホストをつとめ、前日には友好クラブの東京東村山RCとの合同夜間例会を盛大に行った。
35	2000-01	大坪 慎 治	創立35周年にあたり、記念事業及び記念式典・祝賀会を挙行し、「貴方こそ期待されるロータリアン」を発行する。
36	2001-02	山本 勇 吉	台湾交流・視察旅行を行う。 社会奉仕・国際奉仕委員会合同で「チャリティーコンサート」を開催 「沖縄県里親会」と「対人地雷除去」支援を行った。 (沖縄分区の各クラブにも協力をお願いし、次年度にまたがる事業となった。)
37	2002-03	新垣 義 夫	前年度引継ぎ事業として「チャリティーコンサート」を行った。 職業奉仕・社会奉仕合同委員会として「オリオンビール名護工場」と「浅茅の里」を訪問。IMのホストクラブ。
38	2003-04	永山 雄 一	会員増強をはかり、会員数46名(+13)となる。事務所を移転 国際大会が大阪で開催される。
39	2004-05	宮城 富 夫	①ロータリー100周年を記念する年であった。 地区大会を沖縄で開催(コ・ホストクラブとなる) ②地区大会にて、会員増強・拡大賞を頂き、また友好クラブ東京東村山RCと大いに親睦を深めた。
40	2005-06	高橋 清 一 郎	①創立40周年記念事業及び、記念式典・祝賀会を挙行した。 ②「防犯安全ベスト」650着をテリトリー内教育員会へ寄贈 ③青少年健全育成野球大会を冠スポンサー開催 ④グロリア会員精度の創設(第1号 故：莊 賛元)
41	2006-07	泉 恵 得	①友好クラブ東京東村山RCを訪問し大いに親睦を深めた。 ②3クラブ(コザ・名護・宜野湾)合同ガバナー公式訪問を開催 ③「エコ思想推進宣言」を唱和することを提案
42	2007-08	白間 弘 造	①沖縄分区「クラブ会長エレクト研修セミナー」及び「地区協議会」のホストクラブを務める。 ②2009年国際大会の地区カ・ツ・バーミンガム委員に白間が決定 ③青少年交換留学生フィリップ君(南アフリカ)を受け入れる ④会員の出席率を高めるため例会日を水曜日から月曜日へ変更 ⑤「エコ思想推進宣言」を週報に掲載し、全員で唱和
43	2008-09	儀間 良 仁	①例会2000回記念式典・祝賀会を開催 ・記念事業として 1)5名の功労者を表彰、2)宜野湾市いこいの市民パークと普天満宮にハウライカガミ30本を植樹、 3)会員100%出席率を達成 ②東京東村山RCと友好協定書更新(期間5年)契約を締結



クラブ年譜 ■

期No.	年度	会長	主 要 な 活 動
44	2009 -10	仲吉 サダ子	<p>①2009年8月より例会を月曜日から水曜日へ変更した。</p> <p>②友好クラブ東京東村山RCとの締結20周年記念合同夜間例会を盛大に行い。記念式典・祝賀会を挙行し、大いに親睦を深めた。</p> <p>③宜野湾市いこいの市民パークに於いてハウライカガミ追加30本(計60本)を記念植樹した。</p> <p>④ロータリー財団新地区補助金プロジェクトへ応募。「NPO法人アメリカンスクール・イン・オキナワへの教材用コピー機の贈呈」への支援が決定、採用された。</p>
45	2010 -11	吉田 明正	<p>1.創立45周年記念例会を開催。 ・記念事業として (1) 植樹とオオゴマダラの放蝶。 (2) 地域少年野球の支援 (3) クラブ会長5名、活動功労者4名の表彰 (4) 記念誌の発行</p> <p>2.東日本大震災被災に際して全会員1万円義援金を行った。</p> <p>3.青少年交換学生仲宗根あいさんのスポンサークラブとして米国派遣を支援。</p> <p>4.要美優さんの米国での心臓移植手術支援のため寄附金を贈呈</p>
46	2011 -12	宮城 富夫	<p>8月：ロータリー家族、地域の皆さんと一緒に中部地域「世界遺産群等めぐり」バスツアーを開催した</p> <p>9月：中部地区宜野湾ブロック青少年野球大会の一環で「宜野湾ロータリークラブ杯学童秋季強化大会」を開催した</p> <p>11月：宜野湾市国際交流協会と共催で「第2回青少年国際親善フットサル大会」を開催しました</p> <p>1月：宜野湾市、中城村、北中城村の3市村管内の小中学校に青少年健全育成の「のぼり」を贈呈</p> <p>2月：沖縄の祖国復帰40周年を記念して、名古屋守山ロータリークラブと交流会を持ちました</p> <p>1年を通して： ①青少年交換派遣学生「宮里優里奈」のスポンサークラブとしてベルギー王国への派遣教育実施 ②県道、市道清掃や宜野湾いこいの市民パークでの植樹、管理とオオゴマダラ放蝶の継続事業を推進した</p>
47	2012 -13	新垣 義夫	<p>1. 米山記念奨学生陳力帆(チンリーファン)さん(台湾国)のホストクラブとして受入れ支援</p> <p>2. 環境保全推進『エコ思想推進宣言』の改正</p> <p>3. クラブ定款、細則整備発行及び慶弔規定、グロリア会員選定基準の整備等を改正</p> <p>4. 地区年次大会のホストクラブとして、本大会(沖縄国際コンベンション劇場棟)、懇親会(展示棟)、晚餐会(沖縄ハーバービューホテル)を開催し、大会開催テーマ『新世代育成で「超我的奉仕」と「国際平和」を!』を成功裏に終えた。</p>
48	2013 -14	泉 恵得	<p>1. 沖縄区分IMを実行委員長に新垣義夫の下ホストクラブ努める。</p> <p>2. 2014-15年度ロータリー財団地区補助金を申請し、40万円が承認される。 ・植樹 イPPER、さわふじ ・植栽 ハウライカガミ</p> <p>3. 米山奨学生の陳力帆さんのカウンセラー(泉恵得)を引き受ける。</p> <p>4. 白間弘造ガバナー補佐方針の会員増強20%UPを達成。</p>



クラブ年譜 ■

期No.	年度	会長	主 要 な 活 動
49	2014 -15	天 願 勇	<p>心の平和・体の平和「ピンピン・ピカピカ」を方針に</p> <p>8月：「Enjoy Rotary 楽しむ事が最大のアンチエンジング」をテーマに移動例会・親睦ゴルフ大会を開催した。</p> <p>10月：97歳現役最高齢医師・田中旨夫会員のカジマヤー祝いを主催し、吉田建二直前ガバナーを始め多くのロータリアン、地域住民、医療関係者と共に祝福した。</p> <p>11月：「未来を広げよう！グッジョブ体験 in ぎのわん」に会員企業5社がエントリーし、青少年育成に積極的に取り組んだ。</p> <p>6月：ロータリー財団地区補助金プロジェクトの支援を受け、宜野湾いこいの市民パークに念願の「蝶々ハウス」を完成させた。地域の保育園児を招いて”平和の使者オオゴマダラ”の放蝶を実施した。</p>
50	2015 -16	城 間 幹 夫	<p>1. 創立50周年例会及び式典を盛大に開催。記念事業として下記を実施した。</p> <p>(1)宜野湾市役所前に「エコ思想推進宣言碑」の建立</p> <p>(2)パークサイド児童学園(北中城村)へLED照明機器の贈呈</p> <p>(3)なかよし児童館(中城村)へオーニング(日よけ)の贈呈</p> <p>(4)宜野湾市、北谷町,北中城村,中城村の各育英会へ寄付</p> <p>(5)米山記念奨学会,バギオ基金,ロータリー希望の風基金へ寄付</p> <p>(6)特別功労者,会長功労者,長期会員功労者の表彰</p> <p>2. 青少年交換留学生「Maria Beatriz Guimaraes Lopes」(ブラジル)をホストクラブとして普天間高校への通学の支援</p> <p>3. 環境保全推進「エコ思想推進宣言」の一部改正</p>
51	2016 -17	柏 田 吉 美	<p>1. 高橋清一郎会員瑞宝双光章受章を祝う会を主催し、大勢のロータリアン、医療関係者と共に祝福した。</p> <p>2. 友好クラブ東村山ロータリークラブ50周年記念式典に大勢で参加し親睦を深めた。</p> <p>3. 田中旨夫会員100歳を祝う会を主催し、佐喜眞宜野湾市長、蘇台北駐日経済文化処長、吉田建二、鈴木孝雄両パストガバナーを始め県内外そして台湾からも多くのロータリアン、医療関係者150人余の方が祝福に訪れ成功裡に終えた。</p> <p>4. 国際交流の一環として、田中会員紹介の台湾中和圓通ロータリークラブを訪問し今後の友好の糸口を広げた。</p> <p>5. 赤い羽根共同募金活動に本年より協力していくこととした。</p> <p>6. ロータリー活動を多くの団体に理解してもらう為に週報を毎週送付した。</p> <p>最後に、上山ガバナーの方針「出会いを大切に」の言葉通り私達は行動した結果、多くのゲスト・ビジターから高く評価して頂いたと確信し、沖縄分區において例会出席率が1番になり、山里ガバナー補佐より祝福された事に繋がったと思います。</p>
52	2017 -18	永 山 雄 一	<p>台湾中和圓通ロータリークラブとの交流を深めるため、創立14周年記念式典・祝賀会へ幹事他役員と参加した。</p>
53	2018 -19	東 江 繁 子	<p>1. 台湾中和圓通RC創立15周年記念式典祝賀会へ宜野湾RCより8名で訪問した。</p> <p>2. 社会奉仕委員会の活動の一環としてフードドライブの事業を展開し、社会福祉協議会へ贈呈した。</p> <p>3. グローバル補助金活用による[Happy Birth Happy Baby]事業でモンゴル共和国の妊婦、胎児への支援に取り組んだ。(モンゴルトウルRC 横浜金沢RC 宜野湾RCと共同事業)</p>

クラブ年譜 ■

期No.	年度	会長	主 要 な 活 動
54	2019 -20	新垣 真由美	<p>Birth Happy Baby」の一環として、当クラブより6名のメンバーで現地モンゴルを視察訪問した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 台湾中和圓通RCの皆様や多くのゲスト・ビジターをお迎えして賑やかな”大夜間例会”観月会を開催した。 宜野湾市主催はごろも祭りのメインイベント”飛衣羽衣カチャーシー大会”に出場した。 年末の夜間例会に第2820地区青少年交換委員長や青少年交換学生そして水戸西RCの皆様にお越し頂き、奉仕プロジェクト「首里城復興支援募金活動」で募った支援金の贈呈式を行い、後日当クラブで募った支援金と合わせて宜野湾市を通して県へ贈った。 沖縄で7年ぶりに地区大会が開催され、コ・ホストクラブとして懇親会開催に尽力した。また、その期間に来沖した友好クラブである東村山RCの皆様と親睦を深めた。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、3月から6月1週目まで例会休会を余儀なくされた。 第56期青少年交換派遣学生、高野美月さんのスポンサークラブを引き受けサポートした。 米山奨学生クレシ・エメンさんのカウンセラーを引き受けた。
55	2020 -21	岡江 保彦	<p>年度を通し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国および県による緊急事態宣言発令期間については通常例会・夜間例会・移動例会および各委員会活動を自粛した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 例会2500回を記念し、新本博司直前ガバナーによる卓話「2500回を祝して」を開催した。 ガバナー公式訪問については、東京と例会場をZOOMで繋ぎオンラインで開催した。 創立55周年記念特別例会を開催し、記念事業として下記を実施した。 (1) ロータリー希望の風基金へ寄付 (2) 中部商業高等学校主催eスポーツ事業への支援 (3) 会長功労者、会員増強功労者の表彰 前年に引き続き、米山奨学生クレシ・エメンさんの世話クラブを引き受けた。 第56期青少年交換派遣学生である高野美月さんはプログラム中止により派遣予定国（ドイツ）に送り出すことができなかったが、スポンサークラブとして最後までサポートを行った。
56	2021 -22	宮城 富夫	<p>概要：コロナ禍の例会開催については、影響による休会が7～9月にて8回ありました。ハブリッド例会はガバナー公式訪問を含め2回開催、ZOOM等オンライン例会はIMを含めて6回開催、通常例会27回開催。</p> <ol style="list-style-type: none"> 水辺の美化プロジェクト「ビーチクリーン2021」開催 開催日：2021年11月21日 AM9:00～11:00 清掃場所：「宜野湾市大山,宇地泊、中城村吉の浦」の3海岸同時実施 参加人数：244人 オープン例会開催 開催日：2022年5月11日ゲスト人数：14人 ロータリー公共イメージ向上のパネル展示会等ロビー活動 例会場ロビーにて、1月、4月、5月の合計3回展示会を実施しました。 第57期青少年交換派遣学生「浦崎絵戸」(受入予定国:フィンランド)さんのスポンサークラブを引き受け、派遣準備の支援を行った。

クラブ年譜 ■

期No.	年度	会長	主 要 な 活 動
57	2022 -23	國 吉 一 人	<p>会へ10名参加した。</p> <p>2.国際ロータリー第2580地区ポリオデーにて、那覇国際通りにて募金活動を実施し、多くの寄付金を集めた。</p> <p>3.社会奉仕活動の一環として、新型コロナウイルスの影響を特に受けた世帯が多かった北谷町へ、北谷町福祉協議会を通してフードドライブ活動にて食料品の寄付を行った。</p> <p>4.2023年の年始に、はごろもライオンズクラブとの共催で普天満神宮前にて街頭献血活動を行った。</p> <p>5.2023年1回目の例会後に当クラブ会員でもある新垣義夫宮司の普天満神宮へ参加者全員で神前祈願を行った。</p> <p>6.慶弔規定を一部改訂し、費用を捻出するため慶弔積立制度を発足した。</p>



冠名寄付-1 ■

◆ ポール・ハリス・フェロー

△退会者、○会員夫人、□退会者夫人、◎グロリア会員

No.	年 度	氏 名	No.	年 度	氏 名
1	1969-70	△中村 昌義	27	1994-95	△山城 清繁
2	//	△我喜屋 宗二	28	//	□田中 淑子
3	1975-76	△奥里 将清	29	//	△岸本 和直
4	1977-78	◎莊 賛元	30	//	△牧志 宗金
5	1979-80	△泉水 朝宏	31	1995-96	△山内 盛繁
6	//	△石川 幸徳	32	//	△瀬嵩 政一郎
7	1980-81	◎仲本 朝英	33	1996-97	□山本 信子
8	//	△野崎 真才	34	//	◎柏田 吉美
9	1981-82	◎比嘉 盛吉	35	1997-98	△野田 寛
10	//	△田中 旨夫	36	1998-99	△永山 雄一
11	//	△奥里 博茂	37	//	□永山 末子
12	1983-84	△伊良波 幸善	38	2001-02	△大坪 慎治
13	1984-85	△仲村 盛栄	39	2003-04	△溜川 良次
14	1986-87	△安里 高治	40	2004-05	□莊 ゆかり
15	//	△中村 善一	41	2007-08	△比嘉 行健
16	//	△古波蔵 信重	42	//	新垣 義夫
17	1987-88	△比嘉 行健	43	2008-09	△儀間 良仁
18	//	△内間 正	44	2010-11	仲吉 サダ子
19	//	△山本 勇吉	45	//	△喜屋武 真子
20	//	□栗林 寛子	46	//	△吉田 明正
21	//	△宮城 邦雄	47	2011-12	宮城 富夫
22	1988-89	△糸数 哲夫	48	2020-21	許田 英子
23	1989-90	平安座 唯盛	49	//	岡江 保彦
24	1992-93	△長田 毅	50	2021-22	△東江 繁子
25	//	△石川 栄彦	51	//	城間 幹夫
26	1993-94	□奥里 ミツ子	52		

◆ 準ポール・ハリス・フェロー

△退会者、○会員夫人、□退会者夫人、◎グロリア会員

No.	年 度	氏 名	No.	年 度	氏 名
1		△円 徹夫	3		
2	2009-10	山城 源治	4		

☆ マルチプル ポール・ハリス・フェロー

No.	年 度	氏 名	回	No.	年 度	氏 名	回
1	1992-93	△栗林 豊	1	4	2021-22	宮城 富夫	3
2	2008-09	◎酒井 常信	1	5	//	白間 弘造	2
3	2015-16	△溜川 良次	3	6			


◆ バネファクター

△退会者、○会員夫人、□退会者夫人、◎グロリア会員

No.	年 度	氏 名	No.	年 度	氏 名
1	1993-94	◎酒井常信	6	2001-02	△山本勇吉
2	1994-95	△粟林豊	7	2002-03	新垣義夫
3	1997-98	白間弘造	8	2003-04	△永山雄一
4	1998-99	山城源治	9	2004-05	宮城富夫
5	2000-01	△比嘉行健	10	2010-11	△溜川良次

◆ 米山功労者

△退会者、○会員夫人、□退会者夫人、◎グロリア会員

No.	年 度	氏 名	No.	年 度	氏 名
1	1980-81	△比嘉信光	12	2011-12	新垣義夫
2	1984-85	△田中旨夫	13	2013-14	宮城富夫
3	//	△長田毅	14	//	白間弘造
4	1987-88	◎莊賛元	15	2014-15	仲吉サダ子
5	1988-89	△安里高治	16	2016-17	◎柏田吉美
6	1989-90	△伊良波幸善	17	2018-19	②宮城富夫
7	1989-90	□田中淑子	18	2019-20	新垣真由美
8	1992-93	△中村昌義	19	//	③宮城富夫
9	//	△奥里博茂	20	2020-21	岡江保彦
10	2002-03	△古波蔵信重	21	2021-22	④宮城富夫
11	2010-11	◎比嘉盛吉	22		

◆ 準米山功労者

△退会者、○会員夫人、□退会者夫人、◎グロリア会員

No.	氏 名	No.	氏 名
1	◎酒井常信	6	△市村嘉久
2	△山城清繁	7	△松村正
3	△新里政	8	新垣義夫
4	△松田祐輔	9	
5	△内間正	10	



ニコニコBOX ■

No.	年 度	金 額	SAA委員会	No.	年 度	金 額	SAA委員会
7	1972-73	166,140	宮城 善正	51	2016-17	612,877	國吉 一人
8	1973-74	155,686	伊佐 吉秀	52	2017-18	556,000	岡江 保彦
9	1974-75	178,556	系数 武志	53	2018-19	341,700	柏田 吉美
10	1975-76	186,000	石川 幸徳	54	2019-20	391,000	茂宮 隆次
11	1976-77	246,450	賈 徳 耀	55	2020-21	209,000	吉田 明正
12	1977-78	928,300	石川 幸徳	56	2021-22	303,200	阿嘉よね子
13	1978-79	568,500	伊良波 幸善	57	2022-23	422,860	河 村 哲
14	1979-80	639,550	伊良波 幸善	58			
15	1980-81	917,200	黒木 克己	59			
16	1981-82	622,000	田中 旨夫	60			
17	1982-83	702,492	仲本 朝英				
18	1983-84	1,019,150	長 田 毅				
19	1984-85	1,405,050	安里 高治				
20	1985-86	1,727,507	伊良波 幸善				
21	1986-87	1,522,300	石原田 盛男				
22	1987-88	1,532,300	宮城 邦雄				
23	1988-89	1,716,705	山城 清繁				
24	1989-90	2,057,097	比嘉 行健				
25	1990-91	2,413,688	東恩納 明				
26	1991-92	2,032,868	牧志 宗金				
27	1992-93	2,482,621	宮城 邦雄				
28	1993-94	2,174,712	白間 弘造				
29	1994-95	1,508,120	宮城 清康				
30	1995-96	2,472,729	柏田 吉美				
31	1996-97	1,103,719	宮城 清康				
32	1997-98	1,010,823	山本 勇吉				
33	1998-99	1,807,751	玉城 朝子				
34	99-2000	1,224,231	宮城 富夫				
35	2000-01	1,071,500	永山 雄一				
36	2001-02	782,231	佐藤 公				
37	2002-03	762,023	山城 源治				
38	2003-04	750,417	内間 正				
39	2004-05	732,870	儀間 良仁				
40	2005-06	586,700	新垣 義夫				
41	2006-07	607,685	アラルコ朝子				
42	2007-08	417,245	宮城 富夫				
43	2008-09	440,950	系数 盛夫				
44	2009-10	673,100	新垣 真由美				
45	2010-11	591,000	永山 雄一				
46	2011-12	671,385	仲吉 サダ子				
47	2012-13	492,200	比嘉 盛吉				
48	2013-14	406,800	與 儀 豊				
49	2014-15	351,605	白間 弘造				
50	2015-16	564,605	宮城 富夫				



会員誕生日一覧表 ■

月	氏名 (誕生日)	
7 月	天久 宏幸 (27日)	
8 月	宮城 富夫 (3日) 嘉手川 潤 (12日)	仲吉 サダ子 (10日)
9 月	阿嘉 よね子 (3日) 比嘉 直子 (22日)	平安座 唯盛 (15日) 岡江 保彦 (26日)
10 月	城間 幹夫 (4日) 宮城 仲健 (23日)	山城 咲乃 (15日)
11 月		
12 月	國吉 一人 (8日)	
1 月	高橋 清一郎 (13日) 新垣 真由美 (23日)	平仲 絢子 (17日)
2 月	富田 真理子 (8日) 天 願 勇 (16日)	アラルコソ朝子 (15日) 仲宗根真由美 (28日)
3 月	趙 丹 (9日)	白間 弘造 (10日)
4 月	仲村 真二 (2日) 仲宗根 義次 (26日)	新垣 義夫 (20日)
5 月	許田 英子 (25日)	河村 哲 (28日)
6 月	新垣 利江子 (3日)	



会員名簿 ■

氏名/生年月日	種 別	勤務先及び住所
やましる げんじ 山城 源治 1932/5/7	終身会員 正会員 自宅住所	2020/1/1~ 1984/5/2~2019/12/31/ 901-2301 北中城村島袋 1355-13 Tel自 932-0273 FAX 932-0273 mobile 080-1718-0132 Email:
へんざ いせい 平安座 唯盛 1942/9/15	職業分類 職場名/役職 職場住所 自宅住所 入会年月日	製油販売 キーストン石油(株)/代表取締役社長 901-2215 宜野湾市真栄原 1-4-5 901-2215 宜野湾市真栄原 2-27-3 1978/3/8 Tel自 898-4131 FAX 898-5818 mobile 090-2397-6919 Email:
しらま こうそう 白間 弘造	職業分類 職場名/役職 職場住所 自宅住所 入会年月日	宣伝広告 (株)沖縄アド・サービス/代表取締役 901-2223 宜野湾市大山 2-9-25 1984/7/1 TEL 890-1929 FAX 890-2939 mobile 090-2517-9527 Email: info@okinawaad.c o.jp
たかはし せいいちろう 高橋 清一郎	職業分類 職場名/役職 職場住所 自宅住所 入会年月日	歯科医 / 1986/8/13 TEL 890-5912 FAX 890-5912 mobile 090-4355-7747 Email:
あらかき よしお 新垣 義夫	職業分類 職場名/役職 職場住所 自宅住所 入会年月日	神道 普天満宮/宮司 901-2202 宜野湾市普天間 1-27-10 1990/5/23 Tel自 892-3344 FAX 892-0994 mobile 090-1945-2667 Email: futenmagu@mub. biglobe.ne.jp
みやぎ とみお 宮城 富夫 1953/8/3	職業分類 職場名/役職 職場住所 自宅住所 入会年月日	建設コンサルタント 上城技術情報(株)/代表取締役社長 901-2226 宜野湾市嘉数 2-18-20 901-2112 浦添市沢岬 2-20-8 1996/1/10 TEL 870-2227 FAX 870-2230 mobile 090-8760-0077 Email: tommy- m@jojoinn.ryukyu



会員名簿 ■

氏名/生年月日	種 別	勤 務 先 及 び 住 所	
なかよし さだこ 仲吉 サダ子	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	総合建設業 (有)沖産/取締役会長 901-2223 宜野湾市大山 6-28-5 2001/1/17	TEL 898-3883 FAX 898-2395 mobile 090-8763-1067 Email: soumu@okisan.jp
てんがん いさむ 天 願 勇	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	スポーツ医療 クリニックぎのわん/院長 901-2223 宜野湾市大山 7-7-22 2006/3/8	TEL 890-1213 FAX 890-1215 mobile 090-2436-4594 Email: dr.isamu@tougou.jp
しんがき まゆみ 新垣 真由美	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	電気通信業 デルタ電気工業(株)/取締役 901-2214 宜野湾市我如古2-36-15 2007/5/16	TEL 926-2970 FAX 926-2966 mobile 090-1943-6076 Email: mayumi.shingaki@deltaoki.net
しろま みきお 城 間 幹 夫	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	ITコンサルタント トランクゲーツ(株)/代表取締役 903-0125 西原町上原 2-17-1-102 2008/9/29	TEL 871-9222 FAX 971-9223 mobile Email: shiroma@trunkgates.com
くによし かずと 國 吉 一 人	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	建築リフォーム (有)リフォーム施工/専務取締役 901-2202 宜野湾市普天間1-24-7-2F 2009/7/6	TEL 988-3343 FAX 988-3346 mobile 090-3793-8383 Email: k.kuniyoshi@reform-sekoh.co.jp
きよだ えいこ 許 田 英 子	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	助産師 社団法人 沖縄県助産師会/顧問 904-0004 沖縄市中央 4-15-12 2013/12/25	TEL 938-1103 FAX 939-1188 mobile 090-3795-4861 Email:



会員名簿 ■

氏名/生年月日	種 別	勤 務 先 及 び 住 所	
とみた まりこ 富田 真理子	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	医学 琉球大学大学院医学研究科/准教授 903-0215 西原町字上原 207 2014/3/5	TEL 895-1119 FAX moble 090-5483-3220 Email: mtomita@med.uryukyu.ac.jp
みやぎ ちゅうけん 宮城 仲健	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	小児科医 医療法人すくすく会 みやぎ小児科クリニック/院長 901-2214 宜野湾市我如古 447-1 2014/4/2	TEL 898-3339 FAX 898-3360 moble Email: suku-m@ace.ocn.ne.jp
おかえ やすひこ 岡江 保彦	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	食品製造販売 (株)南洲物産/代表取締役 902-0067 那覇市安里 1-1-15-203 2016/3/9	TEL 917-1259 FAX 917-1427 moble 090-3792-5514 Email:
あらかん あさこ アラルコ朝子	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	領事 在那覇フィリピン共和国総領事館/名誉総領事 901-2201 宜野湾市新城2-35-1 2017/3/1	TEL 892-5486 FAX 892-5487 moble Email: pcoanaah@guitar.ocn.ne.jp
あか よねこ 阿嘉 よね子	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	福祉事業(保育園) 社会福祉法人「温和会」認定こども園ライカム煌保育園/園長・理事長 904-0104 北谷町字吉原716番地2 2017/3/29	TEL 932-2525 FAX 932-2526 moble 090-6860-9022 Email: raikamukirameki@gmail.com
ひらなか じゅんこ 平仲 絢子	職 業 分 類 職 場 名 / 役 職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入 会 年 月 日	イベント業 (株)MUGEN/取締役 901-0201 豊見城市字真玉橋 175-1 2017/7/4	TEL 856-8889 FAX 850-5888 moble 090-5085-6666 Email: junko@boxer-hiranaka.com



会員名簿 ■

氏名/生年月日	種 別	勤務先及び住所
あらかき りえこ 新垣 利江子	職業分類 職場名/役職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入会年月日	不動産業 合同会社 オキ・コーポ/代表者 900-0033 那覇市久米 2-32-14-103 TEL 988-3705 ライクス マツヨシ久米 FAX 988-1380 mobile 080-1745-7587 Email: info@oki-corp.com 2017/8/16
ひが なおこ 比 嘉 直子	職業分類 職場名/役職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入会年月日	易学 東洋易学学会総本部（京都）沖縄地区本部/本部長 904-0023 沖縄市久保田3-1-12 プ TEL 930-0735 ラザハウス2F FAX mobile 090-9787-2799 Email: 2018/3/7
なかそね よしじ 仲宗根 義次	職業分類 職場名/役職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入会年月日	食肉卸売業 お肉屋本店/代表 904-2163 沖縄市大里1-11-37 沖玩 TEL 938-2983 ビル1F FAX 989-1918 mobile 090-1949-1530 Email: onikuya.honten@ mail.com 2019/6/5
なかむら しんじ 仲 村 真 二	職業分類 職場名/役職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入会年月日	贈答品製造販売 (株)かりゆし・21/代表取締役 TEL 892-5016 FAX 894-4223 mobile 090-1870-5798 Email: gift@kariyushi21.c om 2019/7/17
なかそね まゆみ 仲宗根真由美	職業分類 職場名/役職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入会年月日	ネット販売 お肉屋本店/ネット事業 統括 904-2163 沖縄市大里1-11-37 沖玩 TEL 938-2983 ビル1F FAX 989-1918 mobile 090-7168-7717 Email: YMnexus358@gm ail.com 2019/12/4
かわむら てつ 河 村 哲	職業分類 職場名/役職 職 場 住 所 自 宅 住 所 入会年月日	IT関連事業 (株)レキオパワー/代表取締役 901-0142 那覇市鏡水403 TEL 851-5253 FAX 851-9818 mobile 080-1270-4265 Email: kawamura@lequiop wer.com 2020/2/5



会員名簿 ■

氏名/生年月日	種 別	勤 務 先 及 び 住 所	
あめく ひろゆき 天 久 宏 幸	職 業 分 類	ホテル業	
	職 場 名 / 役 職	(株)ラグナガーデンホテル/監査役	
	職 場 住 所	901-2224 宜野湾市真志喜4-1-1	TEL 897-2121 FAX 897-8638 mobile 090-2514-0896 Email: hameku@laguna.co.jp
	自 宅 住 所		
	入 会 年 月 日	2021/4/7	
やましろ さきの 山 城 咲 乃	職 業 分 類	衣料販売	
	職 場 名 / 役 職	(株)キモノバナ/代表取締役	
	職 場 住 所	901-2201 宜野湾市新城2-40-7	TEL FAX mobile 050-1374-1087 Email: kimonobana@gmail.com
	自 宅 住 所		
	入 会 年 月 日	2021/12/9	
ちょう たん 趙 丹	職 業 分 類	飲食業	
	職 場 名 / 役 職	金之島(株)/代表取締役	
	職 場 住 所	904-0115 北谷町美浜51-2	TEL 959-1522 FAX 993-7898 mobile 080-6482-6677 Email: zhaodanjinyao@gmail.com
	自 宅 住 所		
	入 会 年 月 日	2022/12/21	
かてかわ じゅん 嘉 手 川 潤	職 業 分 類	税理士	
	職 場 名 / 役 職	嘉手川潤税理士事務所/所長	
	職 場 住 所	901-2202 宜野湾市普天間2-32-6	TEL 893-6111 FAX 893-6214 mobile 080-1710-2812 Email: tax.kadekawa@gmail.com
	自 宅 住 所		
	入 会 年 月 日	2023/2/1	

宜野湾ロータリークラブ 定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会の理事
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 衛星クラブ：（該当しない為省略）
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、「宜野湾ロータリークラブ」とする。

第3条 本クラブの目的

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。

沖縄県宜野湾市大山2-9-25 (株)沖縄アドサービス2階

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること。
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な基準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を实践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。



クラブ定款 ■

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の
人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、
他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、
親善、積極的平和を推進する為に、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕
プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通して、
青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会 [省略]
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表する為の年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブ（該当する場合） [省略]

第3節 理事会の会合。

理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および/または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および/または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてR Iに報告される。

第3節 正会員。R I 定款第4条第2節 (a) の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 衛星クラブの会員。

[省略]



クラブ定款 ■

第5節 一二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 一名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。

名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 一例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブ

の例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトが掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または

クラブ定款 ■

- (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 一 遠方での勤務中の長期の欠席。 [省略]

第3節 一 その他のロータリー活動による欠席。 [省略]

第4節 一 RI役員欠席。 [省略]

第5節 一 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているのかのみが考慮に入れられた場合。

第6節 一 出席の記録。本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 一 例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節 一 管理主体。本クラブの管理主体は、細則の規定される理事会である。

第2節 一 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 一 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 一 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 一 役員選挙。

- (a) 会長を除く役員任期。各役員はクラブの細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。



クラブ定款 ■

- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 一本クラブの衛星クラブの組織運営。

[省略]

第7節 一委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 一 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 一 自動的終結。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 一 終結 一 会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 一 終結 一 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30%に出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。



クラブ定款 ■

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第 5 節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節 (a) 項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 6 節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第 7 節 — 理事会による最終決定。

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第 8 節 — 退会。

会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第 9 節 — 資産関与権の喪失。

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 10 節 — 一時保留。

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、



クラブ定款 ■

- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 適切な主題。

地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 支持の禁止。

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 ロータリーの発祥を記念して。

ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務。本クラブがR I 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節 購読料。購読料はクラブが各会員から事前に徴収し、R I またはR I 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかに関わらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節 意見の相反。

現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 調停または仲裁の期限。

要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。



クラブ定款 ■

第3節 一 調停。

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 一 仲裁。

仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節 一 仲裁人または裁定人の決定。

仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節 一 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 一 第2条と第4条の改正。第2条(名称)および第4条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提出することができる。

※ [省略]箇所は、RI発行の「標準ロータリークラブ定款」を参照ください。



宜野湾ロータリークラブ 細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員、終身会員、グロリア会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：クラブ決定の場合は本クラブ会員総数（出席免除者を含まない）の3分の1。理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事（会計兼務）を含む理事で構成され、最大12名とする。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1ヵ月前に、指名委員会または会員のいずれか一方または双方は、会長ノミニー、副会長エレクト、幹事エレクトおよび空席となっている理事エレクトの候補者を立てることができる。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 理事会またはその他の役員に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクト決定によって補充するものとする。

第5節 各役職の任期は以下の通りである。

会長	1年
副会長	1年
幹事（会計兼務）	1年
理事	1年

第4条 役員の任務

第1節 会長 クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、奉仕プロジェクト委員長に就任し、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、クラブ管理運営委員長に就任し、クラブ理事を務め、会長就任に向けて準備をする。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

第7節 出席・会場監督は、クラブの会員の出席記録をとり、クラブ会合の秩序を維持する。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行うものとする。

第2節 本クラブの例会は、次のとおり開催する：原則として毎週水曜日12時30分に開催するが、年初に配布する年間日程表に従って開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員に然るべく通知するものとする。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。



クラブ細則 ■

第6条 入会金と年会費

本クラブの入会金および年会費は次の通りとする。

- 第1節 入会承認に先立って、入会金30,000円を納入するものとする。但し、再入会者は免除とする。
- 第2節 本クラブの年会費は214,000円とし、前期と後期の2回に分けて徴収する。
- 第3節 年会費は、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金に充てることとし、クラブの方針に従って支出するものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、理事会における口頭または挙手によって採決を行う。ただし、以下の議事はその例外となる。

- 1. 役員と理事の選挙は、本則第3条に則り、クラブ総会における投票により行われる。
- 2. 細則の改正は、本則第12条に則り、クラブ総会における投票による決議を必要とする。
- 3. 本クラブがスポンサーをするインターアクトクラブ、ローターアクトクラブへのスポンサーシップの中止を決する議事は、クラブ総会における投票による決議を必要とする。
- 4. 理事会は、上記以外の特定の決議を、クラブ総会における投票で採決することができる。

第8条 委員会

第1節 各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、協調活動する。クラブ定款第11条第7節に基づく委員会を設置する。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強維持
- (c) 公共イメージ（広報・会報）
- (d) ロータリー財団
- (e) 奉仕プロジェクト

第2節 理事会の承認により必要に応じて、その他の委員会を設置できる。

第3節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権をもつものとする。

第4節 委員会は、必要な理事会承認を得ながら年間活動計画に基づき積極的に活動を行う。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第5節 それぞれの委員長は、その委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第9条 財務

第1節 各会計年度に先立ち、会長エレクトと幹事エレクトは収支予算書を作成し、事前理事会（理事エレクトによる理事就任年度前に開催される理事会）の承認を得るものとする。

第2節 幹事は、クラブ資金をクラブ運営用の一般会計口座と奉仕プロジェクト等用の特別会計口座に分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

第3節 勘定書は、原則として会長もしくは幹事によって支払われるものとする。

第4節 すべての財務処理は幹事の責任のもと集計され、毎年、会計監査により徹底した監査が行われるものとする。

第5節 クラブの年次財務報告をクラブ会員に配布するものとする。

第6節 会計年度は、7月1日から翌年6月30日までである。



クラブ細則 ■

第10条 会員選考の方法

- 第1節 会員が、入会候補者の氏名を会員選考委員会を通して、理事会に提出するものとする。または、他クラブが、そのクラブからの移籍会員またはそのクラブの元会員を推薦することができる。
- 第2節 会員選考委員会は、候補者が宜野湾ロータリークラブ会員選考基準に照らして資格条件をすべて満たしていることを確認する。また、入会候補者の氏名をクラブ内に周知して7日間の異議申し立て期間を確保し、その結果も全て理事会に提出するものとする。
- 第3節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、推薦者にその決定を通知するものとする。
- 第4節 理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリークラブと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人の予定されている職業分野をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。
- 第5節 クラブは、宜野湾ロータリークラブ名誉会員規定に基づき理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。
- 第6節 クラブは、宜野湾ロータリークラブ終身会員規定に基づき理事会により推薦された終身会員を選ぶことができる。

第11条 決議

本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議は、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議事項がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付すことなく理事会に付託するものとする。

第12条 改正

- 第1節 本細則の改定案を発案した会員は、基金・規約管理委員会を通して理事会へ提出するものとする。
- 第2節 基金・規約管理委員会は、改定案策定の背景、標準ロータリークラブ定款、RI定款・細則、ロータリー章典に照らして改正案の妥当性を確認し、その検討結果も合わせて理事会に提出するものとする。
- 第3節 理事会で改正案が承認された場合、基金・規約管理委員会は例会内でクラブ総会を開催し改定の決議を行う。その際、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること。全票の3分の2が変更を指示することが義務付けられる。

第13条 各種規定および基準類の設置

- 第1節 クラブ運営をスムーズに行う上で必要な規定および基準類を以下の通り定める。これらの規定および基準類の管理は、基金・規約管理委員会が行い改訂には理事会の承認を必要とする。

【規定類】

- (1) 宜野湾ロータリークラブ慶弔規定
- (2) 宜野湾ロータリークラブグロリア会員規定
- (3) 宜野湾ロータリークラブニコニコボックス規定
- (4) 宜野湾ロータリークラブ基金規定
- (5) 友好クラブ積立金規定
- (6) 宜野湾ロータリークラブ名誉会員規定
- (7) 宜野湾ロータリークラブ終身会員規定
- (8) 沖縄カトリック中学高等学校インターアクトクラブ積立金規定



クラブ細則 ■

【規定類】

(a) 宜野湾ロータリークラブ会員選考基準

第2節 新たな基金の創設や基準等の整備が必要となった場合、理事会は規定及び基準類を新規に設置できるものとし、本条第1節に従い管理を行うものとする。



宜野湾ロータリークラブ会員選考基準

クラブ定款第8条第1節に定められた資格条件により会員を選考するが、当クラブにおいては下記の条件も考慮して選考することとする。

- ① 事業所等の創業、開設後概ね3年以上の事業実績を有すること。
- ② 当クラブ正会員複数名の推薦があること。

第5条 会員

第1節 構成

RIの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成されるものとする。

第2節 クラブの構成

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評価を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。

- 1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者（パートナー）、法人役員、支配人のいずれかであること。または、
- 2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、
- 3) 本節（a）の上記（1）または（2）に挙げたいずれかの地位から退職していること。または、
- 4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの綱領への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、
- 5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。

上記に加え、

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

(b) 各クラブは、一事業、一専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。

引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。

選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。

会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で維持することができる。



宜野湾ロータリークラブ慶弔規定

第1条（目的）

本規定は、宜野湾ロータリークラブ会員、家族及びクラブ縁故者に対する慶弔並びに見舞いに関して定める。

第2条（結婚）

会員が結婚した場合は、クラブからお祝いをする。お祝いの金品/内容については、別表のとおりとする。

第3条（受賞等慶事）

会員が勲章、褒章、県功労者賞等を受けた場合は、クラブからお祝いをする。お祝いの金品/内容については、別表のとおりとする。

第4条（傷病）

会員が1ヶ月以上の傷病にかかった場合は、クラブからお見舞いをする。お見舞いの金品/内容については、別表のとおりとする。

第5条（被災）

会員の住居又は職場が被災、風水害、その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、その実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。お見舞いの金品/内容については、別表のとおりとする。

第6条（死亡）

会員若しくは、その家族又は退会されたパスト会長が死亡した場合は、クラブからお悔やみをする。お悔やみの金品/内容については別表のとおりとする。
当クラブ以外のおクラブ会員で当クラブと特に密接な関係にあるものの死亡に対する弔意については、会長の判断によりその都度弔意を定める。（但し、社会通念上相当の範囲とする）

第7条（支出）

慶弔規定に基づき特別会計の慶弔費積立より支出する。

第8条（改正、実施）

本規定は令和5年7月5日より実施する。

宜野湾ロータリークラブ慶弔規定

(別 表)

慶弔・見舞い等	会員等区分	金品/内容等(円)
結婚祝い	会員	30,000 (祝儀)
受賞等慶事 (叙勲、褒章等)	会員	20,000 (祝儀) + 花束 10,000
疾病 (1ヵ月以上の入院、自宅療養)	会員	10,000 (見舞い)
被災 (火災、風水害、地震等)	会員	実情によりクラブ会長が理事会に諮り決める
死亡	会員	香典 10,000 供花 15,000相当 広告 原則として日刊新聞に掲載する。但し慶弔委員会の議を得ること。
	会員の配偶者	10,000 (香典) 供花 15,000
	会員の父母	5,000 (香典) 供花 15,000
	会員の子女	5,000 (香典)
	パスト会長 (退会者)	5,000 (香典)
	当クラブと密接な関係にある他のクラブ会員	慶弔委員会の議を得て、その都度弔意等を定める



宜野湾ロータリークラブグロリア会員規定

第1条（目的）

宜野湾ロータリークラブを正会員のまま亡くなられた方で、クラブに対する功績が多めで、会員が受けた数多くの故人への思い出を永く保持するため、「グロリア会員」の称号を与えその栄誉を称える。

第2条（グロリア会員選考委員会）

- ① 前条の目的を実施するため、選考委員会を設置する。
- ② 委員会は、会長、幹事及び在籍20年以上の会員で以って構成する。

第3条（グロリア会員選考基準）

- ① 当クラブ在籍30年以上
- ② 当クラブ会長経験者かつ、地区役員又は地区委員経験者
- ③ 当年度会費の完納者
- ④ 当クラブ正会員5名以上の推薦

第4条（決定）

- ① グロリア会員選考委員会は前条の基準に全て該当した者を会長に答申し、会長はこれを理事会に提案する。
- ② 理事会は、全会一致を以って、グロリア会員を決定する。

第5条（伝達）

会長は前条の決定に基づきグロリア会員の家族に伝達し、グロリア会員称号を授与する。

第6条（改正・実施）

本規定は令和4年7月1日より実施する。



宜野湾ロータリークラブニコニコボックス規定

趣旨 ロータリークラブは、老若男女・年令及び職業を問わずロータリーの理念と実践を体した会員によって構成される。
ニコニコボックスは、例会時において会員が、会員関係者の慶祝の喜びや職場における周年祝い等をお祝いの形で金銭を出し合い、会員と喜びを共にするために設けられるものである。この浄財は社会奉仕関係に使用されるもので、クラブの会費はクラブ運営費にのみに使用される。よって、ニコニコボックス資金の管理及び運用に関する事項を審議するため、ここにニコニコボックス規定を定める。

第1条（目的）

ニコニコボックス造成資金（以下ニコニコ資金という）は、社会奉仕事業、青少年育成事業、その他理事会において承認された事業に使用される。但し、ニコニコ資金の使途は原則として突発的に発生した事象及び長期継続事業の立上げのための単年度支出に限られ、継続的な支出を容認するものではない。従って理事会において継続支出の可否を吟味する際には過年度の支出実績と成果に鑑みた、支出の中止および特別会計への移行を検討するものとする。

第2条（資金使用の方法）

理事会において承認された事業に使用される。ただし、急を要する事態への対応等、理事会の開催を持つ時間的猶予がない場合に限り、会長とニコニコボックス委員長の見識を以って使用の判断をすることとし、必ず直近の理事会にて事後承認を得るものとする。

第3条（資金）

ニコニコ資金は、ニコニコボックス金及び所定の用紙に名前と寄付の理由を記して、担当者に提供した金銭をいう。また、チャリティーオークション、クラブ会費の年次余剰金、および各イベント開催後の余剰金などの寄付は随時受け入れるものとする。



職業分類表 ■

No.	職業分類	氏名	No.	職業分類	氏名
1	ITコンサルタント	城間 幹夫	51	サービス業	
2	イベント業	平仲 絢子	52	自動車販売	
3	医療 内科医		53	自動車 修理	
4	医療 外科医		54	司法書士	
5	医療 産婦人科医		55	事務用品販売	
6	医療 泌尿器科医		56	写真館	
7	医療 心療内科医		57	証券業	
8	医療 スポーツ医療	天願 勇	58	食肉卸売業	仲宗根 義次 仲宗根真由美
9	医療 獣医		59	食品製造販売	岡江 保彦
10	医療 小児科医	宮城 仲健	60	食料品販売	
11	医療 眼科医		61	助産師	許田英子
12	医療 歯科医	高橋 清一郎	62	書籍販売	
13	医療機器販売		63	神道	新垣 義夫
14	衣料販売	山城 咲乃	64	スポーツ用品販売	
15	印刷業		65	清掃業	
16	飲食業	趙 丹	66	整膚施術	
17	運送業		67	製油販売	平安座 唯盛
18	易学	比嘉 直子	68	税理士	
19	老人福祉法人		69	清涼飲料製造	
20	介護派遣サービス		70	宣伝広告	白間 弘造
21	家具販売		71	専門学校	
22	菓子製造販売		72	贈答品製造販売	仲村 真二
23	ガス配布		73	染物販売	
24	眼鏡販売		74	タクシー業	
25	観光開発		75	団体職員	
26	冠婚葬祭業		76	釣具店	
27	機械レンタル業		77	電化製品販売	
28	教育 医学	富田 真理子	78	電気通信業	新垣 真由美
29	教育 音楽		79	電信電話	
30	教育 教育		80	福祉事業(保育園)	阿嘉 よね子
31	教育 文学		81	不動産 賃貸	新垣利江子
32	税理士	嘉手川 潤	82	不動産 売買・斡旋	
33	行政書士		83	不動産 住宅販売	
34	銀行		84	弁護士 一般	
35	クリーニング業		85	弁護士 民事	
36	経営コンサルタント		86	貿易商	
37	警備保障業		87	ボウリング場経営	
38	健康食品製造販売		88	保険業	
39	建設 土木工事		89	保護司	
40	総合建設業	仲吉 サダ子	90	ホテル業	天久 宏幸
41	建設 設備工事		91	薬局	
42	建設 リフォーム工事	國吉 一人	92	領事	アラルコン朝子
43	建設 造園工事		93	理容・美容業	
44	建設 資材販売		94	料理 西洋料理	
45	建設 機器販売		95	料理 日本料理	
46	建設コンサルタント	宮城 富夫	96	料理 琉球料理	
47	建築設計		97	料理 割烹	
48	建築設備設計		98	料理 居酒屋	
49	広告代理業		99	旅行業	
50	呉服業		100	IT関連事業	河村 哲



宜野湾RC 職業宣言

1990年制定

1. 自分の職業に誇りを持つことから、職業奉仕は始まる。
2. 天与の職業を愛情をもって育てることが、職業奉仕だ。
3. どんな仕事でも有用で、それを継続する事が、職業奉仕だ。
4. 事業の経営に最善の努力をすることこそ、職業奉仕だ。
5. 社員教育に熱意を注ぐのも、立派な職業奉仕だ。
6. 社員の福祉を図り幸福を希求することも、職業奉仕だ。
7. 業界の発展のために力を尽くすことも、職業奉仕である。
8. 職業倫理を高めることは、職業奉仕の大切な一面だ。
9. 常に相手の身になって共存共栄を図ることが、職業奉仕だ。
10. 自分の職業の水準を高めるように努力することが、職業奉仕だ。
11. 例会に出席して多くの人と職業上の理解を深めることも職業奉仕だ。
12. "四つのテスト" それは職業奉仕そのものと言える。
 - 一、 真実かどうか
 - 一、 みんなに公平か
 - 一、 好意と友情を深めるか
 - 一、 みんなのためになるかどうか



環境保全推進宣言

2007年制定

環境汚染や地球温暖化による地球環境の破壊が顕著になる中、環境問題に対する関心は高まり、地球規模での対策が課題となっている。

このかけがえのない「私達の地球」の近未来を憂い、地球温暖化やオゾン層破壊などの防止に、私達一人ひとりができることから実践すると同時に、環境保全について地域社会への啓蒙・啓発を推進することを、ここに「宣言」する。

宜野湾ロータリークラブ 2007年制定,2014年改訂

できることから始めよう！

「エコ思想推進宣言」

一. 無駄な電気はこまめに消し、水は有効に利用しましょう！

- ★電源をこまめに切ることで待機電力の節電★エアコンの設定温度調節で大幅節電
- ★水道蛇口のこまめな開閉、水を溜めて使うことで送水エネルギーの削減

一. 燃費の効率性をチェックし、エコドライブしましょう！

- ★タイヤの空気圧のチェック、ふんわりアクセル、早めのアクセルオフで経済走行

一. ゴミの分別、減量化を徹底し、資源はリサイクルしましょう！

- ★エコバッグを使用し、過剰包装、レジ袋を断ることでゴミの減量化、資源の節約
- ★ペットボトル、空き缶、古紙等を再利用

一. 省エネ家電やエコ製品を利用しましょう！

- ★太陽光発電、LED電球等導入しCO₂を削減

一. クールビズ、ウォームビズを推奨しましょう！

- ★CO₂等の温室効果ガス削減のため、夏は室温28度、冬は20度でも快適に過ごせる服装を環境省が推奨

一. たくさんの樹木を植えましょう！

- ★森の木は生長するときにCO₂を吸収し、酸素をつくり放出

一. 環境問題についてもっと学びましょう！

- 学んだ知識を活かして積極的に行動に移しましょう！

年間日程表(前期)

2023年									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
	母子の健康月間	会員増強・新クラブ 結成推進月間	基本的教育と 識字率向上月間 ロータリーの友月間	地域社会の経済発展 月間/米山月間	ロータリー財団月間	疾病予防と治療月間			
1	土	火	金	日	水	祝日週休会	金		
2	日	水	特別休会	土	月		土		
3	月	木		日	火	文化の日	日		
4	火	金		月	水	例会(外部卓話①) 米山貴学生エリックさん	土	月	
5	水	土		火	木		日	火	
6	木	日	インターアクト年次大会(沖縄)	水	例会(帰国後報告会) 浦崎綾戸さん	地区ワークショップ(東京)	月	水	例会(クラブ総会)
7	金	月		木	土		火	木	
8	土	火		金	日		水	例会(外部卓話②) 小林委員長(ポリオ)	金
9	日	水	例会(会員卓話) ① 葛手川潤	土	月	スポーツの日	木	土	
10	月	木		日	火		金	日	
11	火	金	山の日	月	水	祝日週休会	土	月	
12	水	土		火	木		日	火	
13	木	日		水	例会(2600回) 委員会活動計画発表	地区ワークショップ(沖縄)	月	水	例会(外部卓話③)
14	金	月		木	土		火	木	
15	土	火		金	日		水	例会(会員卓話③) セリーナ	金
16	日	水	例会(委員会活動計画発表) 例会後ワークショップ	土	月		木	土	
17	月	木	海の日	日	火		金	日	
18	火	金		月	祝日の日	水	例会(会員卓話②) 仲宗根真由美	土	月
19	水	土	祝日週休会	火	木		日	火	
20	木	日		水	祝日週休会	日台ロータリー親善会議	月	水	夜間クリスマス例会
21	金	月		木	土		火	沖縄分区分IM	木
22	土	火		金	日		水	IM振替休会	金
23	日	水	社会奉仕活動(蝶々ハウス)	土	移動例会 親睦ボーリング		木	勤労感謝の日	土
24	月	木		日	火		金	日	
25	火	金		月	水	G公式訪問	土	月	
26	水	土	移動例会(キモノバナ)	火			日	火	
27	木	日		水	9/23 振替休会		月	水	休会(年末)
28	金	月	地区ワークショップ(東京)	木	土		火	木	
29	土	火		金	日		水	特別休会	金
30	日	水	休会(旧盆)	土	月		木	土	年末休日
31	月	木			火			日	



年間日程表(後期)

2024年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
	職業奉仕月間	平和構築と紛争予防月間	水と衛生月間	環境月間	青少年奉仕月間	ロータリー親睦活動月間			
1	月 元旦	木	金	月	水 祝日週休会	土			
2	火	金	土	火	木	日			
3	水 正月休み	土	日	水 例会(会員卓話⑦)	金 憲法記念日	月			
4	木	日	月	木	土 みどりの日	火			
5	金	月	火	金	日 こどもの日	水 例会(会員卓話⑨)			
6	土	火	水 例会(会員卓話⑥)(PETS)	土	月 (振替休日)	木			
7	日	水 例会(外部卓話⑤)	木	日	火	金			
8	月 成人の日	木	金	月	水 例会(外部卓話⑦)	土			
9	火	金	土	火	木	日			
10	水 祝日週休会	土	日	水 4/13振替休会	金	月			
11	木	日 建国記念の日	月	木	土	火			
12	金	月 (振替休日)	火	金	日	水 例会(外部卓話⑧)			
13	土	火	水 例会(PETS報告)(外部卓話⑥)	土 移動例会(親睦BBQ)	月	木			
14	日	水 祝日週休会	木	日	火	金			
15	月	木	金	月	水 友好クラブ締結式(振替休会)	土			
16	火	金	土	火 地区研修協議会	木	日			
17	水 例会(外部卓話④)	土	日	水 振替休会(地区研修協議会)	金	月			
18	木	日	月	木	土	火			
19	金	月	火	金	日	水 社会奉仕活動			
20	土	火	水 春分の日(祝日休会)	土	月	木			
21	日	水 例会(会員卓話⑤)新会員	木	日	火	金			
22	月	木	金	月	水 例会(会員卓話⑧)	土			
23	火	金 天皇誕生日	土	火	木	日 慰霊の日			
24	水 例会(創立月)(会員卓話④)	土 RYLA(東京)	日	水 例会地区研修協議会報告	金	月			
25	木	日	月	木	土	火			
26	金	月	火 地区チーム研修セミナー	金	日 シンガポール	水 夜間例会(最終例会)			
27	土	火	水 移動例会(河村ファーム)	土	月 国際大会	木			
28	日	水 RI会長歓迎晩餐会	木	日	火	金			
29	月	木 地区大会	金	月 昭和の日	水 特別休会	土			
30	火		土	火	木	日			
31	水 特別休会		日		金				

